

やまなしグリーン・ゾーン認証観光施設周遊

映像作成・PR 業務委託業務仕様書

令和2年7月

山梨県 観光文化部 観光振興課

(両面印刷における表紙の裏面)

1 業務の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大幅に落ち込んだ観光消費額が落ち込んだことを受け、山梨県が新たに開始した「やまなしグリーン・ゾーン構想」に基づく県内観光施設の安心・信頼性やそれらを結ぶ周遊ルートなど、安心して信頼できる山梨県観光の魅力を発信するための映像作成やその映像へ誘導することを通じて、新しい生活様式に沿った県内周遊観光を促進し、観光消費額を回復することを目的とする。

2 業務委託名称

やまなしグリーン・ゾーン認証観光施設周遊 映像作成・PR 業務委託

3 履行期間

契約締結翌日から令和3年3月31日（水）まで

4 履行場所

観光振興課内、ただしPR業務については東京都内、山梨県内を核とする首都圏

5 委託業務

別紙「やまなしグリーン・ゾーン認証観光施設周遊 映像作成・PR 業務委託」特記仕様書に基づき実施する。

6 資料等の貸与及び返還

本業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を貸与する。

貸与を受けた者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用しないとともに、本業務が完了したときは、速やかに貸与品を山梨県に返還する。

7 成果物

(1) 成果図書等

- ① 業務完了届
- ② 「やまなしグリーン・ゾーン認証観光施設周遊 映像作成・PR 業務委託」業務報告書
- ③ その他（打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）

(2) 図書の体裁

A4 版縦、横書き、作図等は適宜（A3 版の折込可）

(3) 納品方法

- ① 紙媒体 カラー版 報告書 3 部
- ② ドキュメント類 電子媒体 (CD-R) に格納し、3 枚
- ③ 動画類 電子媒体 (DVD-R) に格納し、3 枚

ファイル形式は、山梨県の一人一台パソコンで処理できる形式とする。

(4) 納期

令和3年3月31日まで

(5) その他

提出された報告書及び動画素材の著作権は、山梨県に帰属し、一般に公開することがある。

8 留意事項

(1) 個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

本業務の受託者は、業務の遂行にあたっては本業務の実施に関して知り得た秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期する。また、委託業務終了後も同様とする。

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を委託する場合には、山梨県の承諾を得るものとする。

9 その他

本業務仕様書及び特記仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議の上、決定するものとする。

〔問い合わせ先〕

山梨県 観光文化部 観光振興課

観光プロモーション担当 加藤

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

TEL 055-223-8876 FAX 055-223-1438

「やまなしグリーン・ゾーン認証観光施設周遊 映像作成・PR 業務委託」特記仕様書

1 業務の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大幅に落ち込んだ観光消費額が落ち込んだことを受け、山梨県が新たに開始した「やまなしグリーン・ゾーン構想」に基づく県内観光施設の安心・信頼性やそれらを結ぶ周遊ルートなど、安心して信頼できる山梨県観光の魅力を発信するための映像作成し、その映像へ誘導することを通じて、新しい生活様式に沿った県内周遊観光を促進し、観光消費額を回復することを目的とする。

2 業務内容

「やまなしグリーン・ゾーン構想」に基づく県内観光施設の安心・信頼性やそれらを結ぶ周遊ルートなど、安心して信頼できる山梨県観光の魅力を直接的に消費者へ PR するため、以下の業務を実施する。

なお、業務の実施にあたっては、本県と協議を行いながら進めること。

(1) 事業の名称

やまなしグリーン・ゾーン認証観光施設周遊 映像作成・PR 業務委託

※【やまなしグリーン・ゾーン】又は【安心】【信頼】をキャンペーン名称に使用すること

(2) 実施期間 契約締結日から令和3年3月31日

(3) 事業内容

① コンセプト

「やまなしグリーン・ゾーン構想」に基づく県内観光施設の安心・信頼性やそれらの施設等を結ぶ周遊ルートなどを素材に、首都圏在住者のニーズに訴求するため、ドローン技術若しくは VR 技術の手法を用いて紹介映像を作成し、雑誌などのメディアミックスを中心とした手法を用いて映像に誘導することで、「安心して信頼できる山梨県観光」ブランドイメージの確立及び定着を目指す。

② ターゲット 東京圏在住の30～50代の女性層

③ ターゲットニーズ

山梨の安心して信頼できる周遊観光がもたらす豊かなライフスタイル等

④ 映像制作手法等

- 1) 県が例示するエリアごとに、主要施設の全部又は一部を含んだモデルコースを企画するとともに、ドローン撮影や360度VR撮影、タイムラプス等の技術を活用した動画を撮影・編集し、モデルコースの紹介動画を10本以上制作することとする。

ただし、1の富士山及び2の昇仙峡については必ず制作することとする。

また、動画では、山梨県の新型コロナウイルス感染防止ガイドラインを作成した安心して信頼できる観光施設、「G・Z構想」認証を取得した飲食店舗・旅館ホテルなどの紹介しながら、安心して信頼できる山梨県観光の魅力をアピールし県内周遊を促すこととする。

- 2) (1)で作成した、県が指定した主要施設を含んだ5分程度の動画の編集前の動画素材についても、県に納入し、県が加工や外部への提供などに利用できることとする。

⑤ 動画のPRと動画への誘導手法等

動画を紹介する「富士の国やまなし観光ネット」内の特設サイトをデザインするとともに、雑誌等その他効果的な手法によるPRによって、動画及び同サイトへ誘導を図る。

⑥ その他

- 1) 別に実施する「やまなしグリーン・ゾーン認証観光施設周遊 首都圏PR業務」と連携して、効果的な事業実施を行うこととする。
- 2) モデルコースに利用する動画素材は県が提供を受け、利用できることとする。なお、動画の規格は次のとおりとする。

■映像の規格 アスペクト比16：9 解像度 FullHD(1920×1080)以上
(VR映像については4K以上)

■成果物 MP4形式データ DVDデータディスク

⑤ 例示エリア及び主要施設等

④に記載した、県が例示するエリア及び主要施設については次のとおり。

ただし、下表のエリア・施設に限らず、ターゲットへのアピールのために必要な提案を行うことができる。

【 】…G Z 認証施設

	エリア等	概要	必須撮影手法	撮影本数	撮影想定時期
1	富士山	富士山5合目から山頂まで	ドローン・VR	ドローン・VR各1本	夏
(主要施設)山頂、久須志神社、元祖室、岩場、泉ヶ滝					
2	昇仙峡	昇仙峡遊歩道	VR	1本	秋
(主要施設)仙娥滝、石門、昇仙峡ロープウェイ、弥三郎岳、虹ノ松原					
3	清里高原	ドライブ・自然散策など	ドローン	1本	夏
(主要施設)清里テラス、【清泉寮】、【リゾナーレハケ岳】、【パノラマの湯】、【萌木の村】、ハケ岳牧場					
4	身延山	門前町から久遠寺、奥之院忠親閣	ドローン	1本	夏・秋
(主要施設)三門、【宿坊】、久遠寺、ロープウェイ、展望台、奥ノ院忠親閣					
5	ワイナリーコース①	ワイン・グルメ・ブドウ畑	ドローン	1本	夏・秋
(主要施設)フジッコワイナリー、まるき葡萄酒、丸藤葡萄酒、【ミルプランタン】、勝沼醸造、ルミエール					
6	ワイナリーコース②	ワイン・グルメ・ブドウ畑	ドローン	1本	夏・秋
(主要施設)原茂ワイン、マルサン葡萄酒、麻屋葡萄酒、グレイスワイナリー、【ほうとう皆吉】、大和葡萄酒、白百合醸造					
7	ワイナリーコース③	ワイン・グルメ・ブドウ畑	ドローン	1本	夏・秋
(主要施設)【ホテル春日居】、マルスワイナリー、足湯広場、シャトー酒折、【サドヤ】					
8	ワイナリーコース④	ワイン・グルメ・ブドウ畑	ドローン	1本	夏・秋
(主要施設)kisvinワイナリー、塩山洋酒、恵林寺、機山洋酒、駒園ヴィンヤード、三養ワイン、塩山駅、甲斐ワイナリー、【ワインカフェ古壺】					
9	酒蔵巡りコース⑤		ドローン	1本	夏・秋
(主要施設)小淵沢駅、サントリー天然水白州工場=サントリー白州蒸留所、シャルマンワイン、山梨銘醸、【道の駅白州】、谷櫻酒造、武の井酒造					
10	サイクリング		ドローン	1本	夏
(主要施設)富士山一周、【ハイランドリゾート】 【ふじやま温泉】					
11	サイクリング		ドローン	1本	夏
(主要施設)【道の駅富士川】、富士川大橋、四尾連湖、【ふる里味工房みはらし亭】、【みたまの湯】					
12	サイクリング		ドローン	1本	夏
(主要施設)河口湖、【森と音楽の美術館】、【ハナテラス】、【ムースヒルズバーガー】、【マ・メゾン西湖店】、西湖					

(4) 映像作成・PRの想定時期

令和2年度（7月初旬から年度末まで）

※ 連休前など、提案においてさらに効果的なPRが可能とする場合は時期を限定しても差し支えない。

3 業務実施体制

事業の実施にあたっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

(1) 業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は、PR 場所の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ⑦ 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。

(2) 業務従事者

- ① 業務従事者は、業務実施責任者とともに本業務に係る企画立案業務を行うこと。
- ② 業務従事者は 3 名以上とし、受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を県に通知すること。

4 業務実施上の条件

- (1) 履行期限 契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- (2) 打合せ回数及び内容

受託者は、県と 4 回以上（業務着手前、中間報告 1 回以上、調査報告書（案）作成時、その他県が必要と認める場合）打合せを行うこと。

5 その他

- (1) 本特記仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議した上で実施するものとする。